

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年 11月 26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

國民年金關係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2500350 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2500012 号

第1 結論

昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、25 歳から厚生年金保険に加入し、31 歳で退職した後は国民年金に任意加入する必要性に気付くのが遅れたが、34 歳で国民年金に任意加入して以降は、一貫して確実に保険料を納付してきた。

また、請求期間の国民年金保険料については、私が、居住していた A 市内又は B 市内の郵便局で納付しており、当該期間のみ未納とされているのは極めて不自然であり、経済的困窮も納付困難な事情もない。

私は、請求期間の国民年金保険料を納付しなかった記憶は一切ないが、記憶をたどると、時期は定かではないものの、後年になって自宅に未納通知が突然郵送され、その内容を見て驚き、すぐに B 市役所へ行った。窓口で未納になっている期間の国民年金保険料を納付したいと申し出たが、「その期間は既に遡及納付できません（時効）」との説明を受け、遡及納付を受け付けてもらえなかつたことがある。つまり、私は、行政の時効制度により納付の機会を失つたことになる。このように、納付するつもりでいたにもかかわらず、時効後に通知が届き、納付できなかつたことは、私の責任ではない。私の強い納付意思、郵便局窓口での一貫した納付行動及び時効成立後に通知が届いたという事情を踏まえると、実際は納付済みであった可能性が極めて高く、少なくとも落ち度はない。

請求期間の国民年金保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料については、居住していた A 市内又は B 市内の郵便局で納付した旨主張している。

しかしながら、住民票により、請求者は、昭和 61 年 4 月 2 日に A 市から B 市に転入してい

ることが確認できるところ、A市及びB市は、共に請求期間当時の国民年金の加入状況及び保険料納付状況を確認できる資料は保存期間経過により保管していない旨回答していること、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、納付時期及び納付金額を覚えておらず、納付した場所についてもA市内又はB市内のいずれの郵便局で納付したのか特定できない旨陳述している上、郵便局（ゆうちょ銀行）において、領収済通知書に係る調査が可能な期間は、過去5年までとされていることから、当該期間の国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付しなかった記憶は一切ないが、後年になって自宅に未納通知が郵送されてきたため、すぐにB市役所へ行き、未納になっている期間の国民年金保険料を納付したいと申し出たが、当該期間は既に遡及納付できない旨の説明を受け、行政の時効制度により納付の機会を失ったとして、時効後に未納通知が届いて納付できなかつたことは、自身の責任ではない旨主張しているところ、請求者は、未納通知を所持していない上、未納通知の郵送時期及び具体的な内容を覚えていないため、A市、B市及び日本年金機構に照会したものの、請求者の元へ郵送されたとする未納通知について確認することができない。

さらに、日本年金機構が保管する請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、請求期間に係る国民年金保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2500353 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2500013 号

第1 結論

昭和 60 年 4 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 4 月から昭和 62 年 3 月まで

大学を卒業後、A 事業所において臨時的任用職員として勤務していたが、周りの職員から国民健康保険と国民年金には加入した方がよいと勧められ、昭和 60 年 4 月頃に、B 市 C 区役所において、自身が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、D 銀行 E 支店において、最初は自身又は母親が窓口で、その後は口座振替により、毎月納付していた。

年金手帳や国民年金保険料を納付していた事実が確認できる資料等は残っていないものの、国の記録において、請求期間に係る保険料が未加入による未納となっていることは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 60 年 4 月頃に、B 市 C 区役所において、自身が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、D 銀行 E 支店において、最初は自身又は母親が窓口で、その後は口座振替により、毎月納付していた旨主張している。

しかしながら、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、請求者が請求期間直後に加入した F 共済組合の組合員資格取得日である昭和 62 年 4 月 1 日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

また、請求者が請求期間における住所地であったとする B 市 C 区は、請求期間当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料については、保存期間（3 年）経過により保管していない旨回答及び陳述している。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたとするD銀行E支店に対し照会したもの、受付日から10年を超える期間の入出金明細は発行できない旨陳述しており、請求者の請求期間当時の入出金に係る記録について確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらぬ。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。